



3山北保環第215号
令和3年5月31日

株式会社浜田
代表取締役 濱田 篤介 様

京都府山城北保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府八幡市下奈良小宮7
京都府八幡市下奈良小宮4-2
- 2 事業計画書提出年月日
令和3年1月21日

担当	環境課 廃棄物対策係 寺崎
電話	0774-21-2913
FAX	0774-21-2163